

平成 2 3 年 第 1 回 定例会
群馬県後期高齢者医療広域連合議会
会 議 録

会 期

平成 2 3 年 2 月 1 5 日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

平成23年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録目次

会期及び会場	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員氏名	1
欠席議員氏名	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した広域連合事務局職員	2
開 会	2
開 議	2
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 会議録署名議員の指名	3
日程第3 会期の決定	3
日程第4 副議長の選挙	4
日程第5 選挙管理委員及び補充員の選挙	5
日程第6 同意第1号 公平委員会の委員の選任について	6
提案理由の説明 松浦広域連合長	6
日程第7 議案第1号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度 臨時特例基金条例の一部を改正する条例について	
日程第8 議案第2号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に 関する条例の一部を改正する条例について	
以上2議案の一括上程	7
提案理由の説明 志村事務局長	7
日程第9 議案第3号 平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計 補正予算(第2号)	
日程第10 議案第4号 平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期 高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	
以上2議案の一括上程	9
提案理由の説明 松浦広域連合長	9
提案理由の詳細説明 志村事務局長	9
日程第11 議案第5号 平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算	
日程第12 議案第6号 平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算	

以上 2 議案の一括上程	13
提案理由の説明 松浦広域連合長	13
提案理由の詳細説明 志村事務局長	14
閉 会	19
会議録署名議員	20

参考資料

議案等審議結果一覧表	23
------------	----

平成23年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

◎会期 1日：平成23年2月15日（火曜日）

◎会場 前橋市元総社町335番地8 群馬県市町村会館2階 大会議室

◎議事日程 第1号

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長の選挙

日程第5 選挙管理委員及び補充員の選挙について

日程第6 同意第1号 公平委員会の委員の選任について

日程第7 議案第1号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第2号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第3号 平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第4号 平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第5号 平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第12 議案第6号 平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

◎出席議員（16名）

1番 岡田修一	2番 丸山貞行
3番 柴田和正	4番 岩田寿
5番 幾井俊雄	6番 定方英一
8番 布施辰二郎	9番 遠藤重吉
10番 新井晟久	12番 高橋章

13番 田中伸一
15番 岩崎幸夫
18番 久保秀雄

14番 藤生英喜
16番 青木一次
19番 相場一夫

◎欠席議員（3名）

7番 伊藤 薫
17番 山田光次

11番 神田省明

◎説明のため出席した者

広域連合長 松浦幸雄
事務局長 志村正彦
管理課長 川島正雄
会計課長 谷津浩司

副広域連合長 真塩 卓
事務局次長 斉藤毅弘
給付課長 新井敏彦

◎職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記長 茂木 剛
議会書記 吉沢 貴
主 幹 榊原昭博
主 幹 永村達之

議会書記 金子直樹
主 幹 大友貴裕
主 幹 高橋克明
主 幹 藤田明弘

◎開 会

午後1時45分

○ 議長（新井晟久君）

ただ今の出席議員は16名で定足数に達しております。

これより平成23年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました第1号のとおりであります。

◎開 議

○ 議長（新井晟久君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の欠席通告者は、7番伊藤薫議員、11番神田省明議員、18番山田光次議員であります。

◎諸般の報告

○ 議長（新井晟久君）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいただきます。

○ 議会書記（金子直樹君）

はじめに、平成22年第2回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

はじめに、議会の議員の異動について申し上げます。

館林市の野村晴三議員と、選挙区分16昭和村の金子松二郎議員が任期満了により退任され、富岡市の大手治之議員が富岡市議会議員を辞職されましたので、失職となりました。また、館林市の遠藤重吉議員と、富岡市の高橋章議員、選挙区分16みなかみ町の久保秀雄議員が当選されました。

次に、副議長の山田光次議員から、副議長の辞職願が提出されましたが、閉会中でありましたので地方自治法第108条の規定により、議長から許可されました。

次に、監査委員から、平成22年6月から平成22年11月までの現金出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。以上でございます。

◎議席の指定

○ 議長（新井晟久君）

日程第1、議席の指定を行います。

今回新たに選出されました広域連合議会議員の議席については、ただ今ご着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（新井晟久君）

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、8番布施辰二郎議員、9番遠藤重吉議員、以上の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○ 議長（新井晟久君）

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日1日間といたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決まりました。

◎副議長の選挙

○ 議長（新井晟久君）

次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法の規定に基づき指名推選によりたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決まりました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決まりました。

副議長に久保秀雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしました久保秀雄議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました久保秀雄議員が副議長に当選されました。

ただ今当選されました久保秀雄議員が議場におりますので、群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

久保議員の副議長当選承諾のごあいさつをお願いいたします。

久保秀雄議員。

◎副議長あいさつ

○副議長（久保秀雄君）

ただ今議長の指名、また議員各位のご支持をいただきまして、副議長に選出されました久保と申します。よろしく願いいたします。まだまだ不慣れではありますが、議長ともども議会運営に全力を尽くしていきたいと思っております。皆様方のご指導をお願いしたいと思います。以上です。ありがとうございました。

◎選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（新井晟久君）

次に、日程第5、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井晟久君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井晟久君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

お諮りいたします。補充員の順位は指名順によりたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井晟久君）

ご異議なしと認めます。それでは、指名いたします。お手元の資料にありますとおり、選挙管理委員に、

桐生市 関口 英雄 氏 伊勢崎市 多賀谷 壽彦 氏

吉岡町 金谷 一男 氏 神流町 田本 紘一郎 氏

以上4名を指名いたします。続きまして、補充員に、

1番 太田市 町田 忠 氏 2番 沼田市 増田 昭南 氏

3番 吉岡町 橋壁 良龍 氏 4番 神流町 須藤 敏一 氏

以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしました、桐生市関口英雄氏、伊勢崎市多賀谷壽彦氏、吉岡町金谷一男氏、神流町田本紘一郎氏、以上4名を選挙管理委員に、1番太田市町田忠氏、2番沼田市増田昭南氏、3番吉岡町橋壁良龍氏、4番神流町須藤敏一氏、以上4名を補充員に、それぞれ当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名されました諸氏は当選人と決定いたしました。ただ今当選されました8名の方には、本職から書面にて告知いたします。

◎公平委員会の委員の選任

○ 議長（新井晟久君）

次に、日程第6、同意第1号「公平委員会の委員の選任について」を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただ今上程されました同意第1号「公平委員会の委員の選任について」ご説明申し上げます。

広域連合公平委員会委員につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を得て選任することとされております。現在、広域連合公平委員会委員であります宮下智満氏が、平成23年3月26日をもちまして任期満了となりますが、同氏を再び広域連合公平委員会委員に選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（新井晟久君）

ただ今提出者からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、同意第1号を採決いたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ご異議なしと認めます。よって、本案はこれを同意することに決しました。

◎ 条例議案の上程

○ 議長（新井晟久君）

次に日程第7、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」及び日程第8、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（志村正彦君）

ただ今一括上程となりました、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」及び、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の2議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書2ページ、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」でございますが、別冊の説明資料5ページと併せてご覧いただきたいと思います。

これは、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るために、国から交付される平成22年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金による基金を造成して、平成23年度においても、引き続き、所得の低い被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料の負担軽減策を実施できるようにするために改めるものでございます。

主な内容といたしましては、第6条の基金を処分できる場合について、まず、第1号で、引き続き被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の軽減を実施できるようにするため、平成23年度における均等割額の9割軽減のための財源に充てる場合を規定するものでございます。次に、第6条第5号では、引き続き所得の低い被保険者に係る均等割の9割軽減及び所得割の5割軽減を実施できるようにするため、また、第6号では、所得の低い被保険者に係る均等割の8.5割軽減を実施できるようにするため、それぞれ平成23年度における保険料の軽減のための財源に充てる場合を規定するものでございまして、いずれも、後期高齢者医療に関する条例の改正に合わせ、改正するもの

でございます。施行期日は、公布の日からといたします。

次に、議案書3ページ、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、別冊説明資料の7ページと併せてご覧ください。

これは、平成23年度においても現行の軽減措置を継続し、被保険者の負担増加を抑制するための改正でございます。

主な内容といたしましては、平成23年度における、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、9割軽減するよう講ずるもの、所得の低い被保険者に係る均等割額の軽減措置として、7割軽減に該当する方のうち、9割軽減に該当しない方について、均等割額を8.5割軽減するよう講ずるものでございます。施行期日は、平成23年4月1日からといたします。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○ 議長（新井晟久君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ないようですので討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（新井晟久君）

起立全員です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（新井晟久君）

起立全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎補正予算議案の上程

○ 議長（新井晟久君）

次に、日程第9、議案第3号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び日程第10、議案第4号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」、以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただ今一括上程となりました議案第3号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び議案第4号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書、7ページをご覧くださいと思います。まず、議案第3号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」でございますが、平成22年度歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12億6,643万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、13億9,024万円といたしたいというものであります。

次に、21ページをご覧くださいと思います。議案第4号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」でございますが、平成22年度歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,154万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1,862億5,773万5千円といたしたいというものでございます。

詳細につきましては事務局から説明させますが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○ 議長（新井晟久君）

事務局長。

○ 事務局長（志村正彦君）

まず、議案第3号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書、8ページと9ページ、「第1表歳入歳出予算補正」をご覧ください。

平成22年度歳入歳出予算の総額1億2,380万8千円に、歳入歳出それぞれ12億6,643万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億9,024万円といたしたいというものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正内容について、「歳入歳出補正予算事項別明細書」によりご説明申し上げます。14ページと15ページをお開きください。それでは、歳入についてご説明申し上げます。1款1項1目「市町村負担金」は、規約に基づきます市町村負担金の共通経費分で、歳出2款のうち「一般管理費」などの共通経費の減額等により、957万5千円の減額となるものでございます。2款「国庫支出金」でございますが、2項1目「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」は、平成22年度の特例措置として実施しております保険料の軽減措置を平成23年度においても継続するためのもので、昨年11月の国の補正予算により財源が措置されたことによるものでございます。内容といたしましては、所得の低い被保険者に対する均等割の8.5割軽減並びに9割軽減、所得割の5割軽減及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する均等割の9割軽減に係る財源として、広域連合に基金を造成するための交付金で、12億6,725万6千円を追加するものでございます。7款1項1目「預金利子」は歳計現金に係る金融機関への預金利子でございまして、資金運用等によりまして、900万円を追加するものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

16ページと17ページをご覧ください。歳出につきまして、主なものをご説明申し上げます。まず、2款1項1目「一般管理費」でございますが、事務局運営に係る一般管理的経費について、決算見込みにより、100万円の減額となるものでございます。4款1項1目「財政調整基金積立金」は、財政調整基金に係る預金利子を積み立てるものでございます。2目「後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金」は、特例措置として実施しています所得の低い被保険者に対する均等割の8.5割軽減並びに9割軽減、所得割の5割軽減及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する均等割の9割軽減の措置を平成23年度も継続して実施するための財源として、広域連合に基金を造成するための「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」及び基金利子を積み立てるもので、12億6,779万5千円を追加するものでございます。一般会計補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第4号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。お手元の議案書、22ページと23ページ、「第1表歳入歳出予算補正」をご覧ください。平成22年度歳入歳出予算の総額1,860億6,619万2千円に、歳入歳出それぞれ1億9,154万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,862億5,773万5千円といたしたいというものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正内容について、「歳入歳出補正予算事項別明細書」によりご説明申し上げます。28ページと29ページをご覧ください。それでは、歳入についてご説明いたします。1款「市町村支出金」でございます。1項1目「事務費負担金」は、広域連合規約に定める共通経費を構成市町村からご負担いただくものでございますが、歳出1款のうち「一般管理費」などの共通経費の減額により、5,040万7千円の減額となるものでございます。次に、2目「保険料等負担金」は、市町村が徴収した保険料のほか、所得の低い被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の減額賦課に係る市町村からの負担金であります保険基盤安定負担金でございますが、被保険者の所得の伸びが見込みを下回ったことなどによりまして、保険料等負担金においては3億9,464万7千円の減額、保険基盤安定負担金は2,569万2千円の減額となったものでございます。続きまして、2款「国庫支出金」でございます。1項1目「療養給付費負担金」及び2目「高額医療費負担金」は、国からの交付決定通知による決算見込みにより、1億5,306万6千円、1億3,532万円それぞれ追加となるものでございます。2項1目「調整交付金」は、特別調整交付金が、歳出の「保険給付費」の見込みにより算出した結果、916万8千円の減額となるものでございます。2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」は、897万6千円の減額ですが、広域連合が市町村に委託して実施しております医療費適正化推進事業の実施状況によりまして、1,611万9千円の減額、保険者機能強化事業費補助金が714万3千円の追加となることなどによるものでございます。続きまして3款「県支出金」でございます。1項1目「療養給付費負担金」及び2目「高額医療費負担金」は、国の負担金の決算見込みに基づき算出した県の負担金で、それぞれ8,095万9千円、1億3,532万円の追加となるものでございます。続きまして4款「支払基金交付金」でございます。歳出の「保険給付費」の見込みに基づき算出した結果、5億9,744万円の減額となるものでございます。30ページと31ページをご覧ください。続きまして、5款「特別高額医療費共同事業交付金」は、400万円を超える著しく高額な医療費のうち200万円を超える額について、その財政影響を緩和するため国保中央会が実施する共同事業に係る交付金でございますが、歳出の「保険給付費」の見込みに基づきまして、1,271万4千円の追加となるものでございます。続きまして7款2項1目「医療給付費等準備基金繰入金」でございますが、これは後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、保険料収入の剰余分を積み立てました医療給付費等準備基金から、医療給付に充てるために繰り入れるもので、4億9,391万4千円の追加となるものでございます。2目「後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金」は、平成22年度の特例措置として実施しています所得の低い被保険者に対する均等割の8.5割軽減並びに9割軽減、所得割の5割軽減及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する均等割の9割軽減に伴い、その財源を

補填するため、国から交付されました高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により造成した後期高齢者医療制度臨時特例基金から、保険料の軽減分を繰り入れるものでございますが、軽減に係る対象者数の見込みにより再計算した結果、1億1,653万6千円の追加となるものでございます。続きまして10款2項2目「第三者納付金」でございますが、これは交通事故など第三者の行為によって生じた傷病等について被保険者が治療を受けた場合、広域連合が負担した医療費について、当該事故の加害者等の第三者から納付されるものでございまして、収入の状況によりまして、1億5,000万円の追加となるものでございます。歳入については、以上でございます。

34ページと35ページをご覧ください。歳出について、主なものをご説明申し上げます。まず、1款1項1目「一般管理費」でございます。特別会計の運営に係る一般管理的経費については、決算見込みにより、5,336万2千円の減額とするものでございます。補正の内訳の主なものとしたしましては、13節の委託料において、国保連合会への事務代行委託料の単価の引き下げによる減額や広域連合システムの運用・改修委託料の決算見込みによる減額等でございます。次に2款「保険給付費」はこれまでの給付実績から決算見込みを見込みまして、訪問看護療養費、高額療養費、葬祭費等合わせて2億6,640万7千円の追加とするものでございます。36ページと37ページをご覧ください。次に4款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、400万円を超える著しく高額な医療費について、その財政影響を緩和するため国保中央会が実施する共同事業に係る拠出金でございますが、医療費実績によりまして、642万7千円追加するものでございます。次に5款「保健事業費」は、市町村に委託して実施する被保険者の健康の保持増進のための健康づくり事業等に係る委託料でございますが、事業の実施状況により、1,500万8千円の減額とするものでございます。次に6款「基金積立金」は、医療給付費等準備基金に保険料の剰余分や基金から生じる利子を積み立てるものでございますが、決算の見込みによりまして、利子分の積み立てのみにするため2,921万2千円の減額とするものでございます。38ページと39ページをご覧ください。8款1項1目「保険料還付金」は、過年度納付分の保険料につきまして、過誤納付等に伴う還付金等が発生した場合に、市町村が被保険者等に還付した還付金相当分を市町村に交付するものですが、市町村における還付の状況から、1,659万円の追加となるものでございます。このほか、歳出におきましては、2款1項1目「療養給付費」等、保険料を財源とする費用について、歳入が保険料から国庫支出金に置き換えになることなどに伴う財源更正を行うものでございます。以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○ 議長（新井晟久君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ないようですので討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、議案第3号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（新井晟久君）

起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（新井晟久君）

起立全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎ 予算議案の上程

○ 議長（新井晟久君）

次に、日程第11、議案第5号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第12、議案第6号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」、以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただ今一括上程となりました、議案第5号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第6号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書、43ページをご覧くださいと思います。

まず、議案第5号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でありますが、第1条は、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ1億2,183万2千円と定めるものでございます。第2条は、一時借入金の借入れの最高限度額を、1,000万円と定めるものでございます。

一般会計では、主に議会や事務局運営に係る予算を計上してありますが、歳入の中心が構成市町村からの負担金でございますので、市町村の負担を考慮し、極力経費の節減に努めるなど、費用対効果を踏まえた予算を編成いたしました。

次に、議案書63ページをご覧いただきたいと思います。議案第6号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。第1条は、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ1,930億4,835万円と定めるものでございます。第2条は、一時借入金の借入れの最高限度額を、100億円と定めるものでございます。この特別会計は、後期高齢者医療制度の運営に係る予算を、一般会計とは区別して設けているものでございます。歳入では、市町村、国、県からの公費負担である支出金が歳入の約5割を占め、若年層からの支援金である支払基金交付金が約4割、市町村支出金に含まれておりますが、被保険者からの保険料が約1割となっております。

歳出は、医療機関への保険給付費が主なものでございます。詳細につきましては、事務局から説明させますが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（新井晟久君）

事務局長。

○ 事務局長（志村正彦君）

まず議案第5号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。予算書に基づきまして、ご説明いたします。

お手元の議案書の44ページ及び45ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算でございます。平成23年度一般会計の歳入歳出予算の総額は1億2,183万2千円でございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により主なものをご説明申し上げます。まず、歳入でございます。50ページ及び51ページをご覧ください。

1款「分担金及び負担金」は規約に基づきます市町村負担金の共通経費分で、1億499万7千円でございます。2款「国庫支出金」及び3款「県支出金」は、保険料の不均一賦課に係る負担金でそれぞれ599万6千円でございます。

次に歳出でございます。54ページ及び55ページをご覧ください。まず、1款「議会費」は88万7千円で、議員19名の報酬、費用弁償及び議会開催時の会場使用料等でございます。次に2款1項1目「一般管理費」でございます。広域連合を運営するた

めの一般管理的な経費 1 億 1 7 1 万 9 千円を計上してございます。内訳の主なものでございますが、1 4 節の建物賃借料 8 2 9 万 1 千円は広域連合事務局の事務室賃借料と遠距離通勤となる職員の宿舍 2 戸分の経費でございます。5 6 ページ及び 5 7 ページをご覧ください。1 9 節の市町村負担金では、市町村職員人件費負担金 1 1 名分が 8, 4 0 0 万円でございます。なお、その他の 1 6 名分の人件費につきましては、業務勘定として特別会計に措置してございます。その他、会計管理費、公平委員会、選挙管理委員会及び監査委員などに係る経費の所要額を措置いたしております。5 8 ページ、5 9 ページをご覧ください。3 款「民生費」でございます。1 項 1 目老人福祉費、2 8 節繰出金 1, 1 9 9 万 2 千円は保険料の不均一賦課に係る国及び県からの負担金を特別会計に繰り出すものでございます。7 款「予備費」は前年度同額の 5 0 0 万円を措置してございます。一般会計につきましては以上でございます。

続きまして、議案第 6 号「平成 2 3 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

予算書に基づきまして、ご説明いたしますので、お手元の議案書の 6 4 ページ、6 5 ページをご覧ください。第 1 表歳入歳出予算でございます。平成 2 3 年度特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ 1, 9 3 0 億 4, 8 3 5 万円でございます。平成 2 3 年度予算につきましては、昨年度策定した平成 2 2 ・ 2 3 年度の財政計画に基づきまして計上してございます。歳入における市町村の保険料や療養給付費負担金、国や県、支払基金の法定負担分、歳出では療養給付費等は、ほぼ計画どおり計上してございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により主なものをご説明申し上げます。まず、歳入でございます。7 0 ページ及び 7 1 ページをご覧ください。

1 項 1 目「事務費負担金」6 億 5, 9 6 7 万 1 千円は、特別会計における保険料の充当対象事業以外の一般管理的経費に対する市町村負担金の共通経費分でございます。2 目「保険料等負担金」1 6 6 億 3, 9 3 5 万 6 千円は、市町村で徴収した保険料 1 3 1 億 3, 3 7 1 万 7 千円のほか、所得の低い被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の減額賦課に係る市町村からの負担金であります保険基盤安定負担金 3 5 億 5 6 3 万 9 千円でございます。3 目「療養給付費負担金」1 4 9 億 4, 6 2 4 万 9 千円は、療養給付に要する費用等の額の 1 2 分の 1 を、市町村の一般会計において負担するものでございます。続きまして、2 款「国庫支出金」でございます。1 項 1 目「療養給付費負担金」4 4 8 億 3, 8 7 4 万 5 千円は、療養給付費等の 1 2 分の 3 を、国において負担するものでございます。2 目「高額医療費負担金」4 億 4, 9 9 0 万 9 千円は、被保険者が受けた療養に係る費用等の 8 0 万円を超える額のうち、保険料で賄うべき部分の 4 分の 1 を、国において負担するものでございます。2 項 1 目「調整交付金」1 6 0 億 6, 2 8 2 万 3 千円は、広域連合間における財政力の不均衡などを調整するため、療養給付

費等の12分の1を、財政力に応じて交付するものでございます。2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」1億4,452万1千円は、広域連合が実施する健康診査事業等に対する国庫補助金でございます。続きまして、3款「県支出金」でございます。72ページ及び73ページをご覧ください。1項1目「療養給付費負担金」149億4,624万9千円は、療養給付費等の12分の1を、県において負担するものでございます。2目「高額医療費負担金」4億4,990万9千円は、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち、保険料で賄うべき部分の4分の1を、県において負担するものでございます。4款「支払基金交付金」809億954万5千円は、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から徴収する若年層からの支援金を、後期高齢者交付金として、広域連合に対し交付するものでございます。5款「特別高額医療費共同事業交付金」1,863万3千円は、1件当たり400万円を超える著しく高額な医療費について、国保中央会が各広域連合からの拠出金により交付金を交付する共同事業からの交付金でございます。続きまして、7款「繰入金」でございます。1項1目「一般会計繰入金」1,199万2千円は一般会計で受け入れた保険料の不均一賦課に係る国及び県の負担金を特別会計に繰り入れるものでございます。74ページ及び75ページをご覧ください。2項1目「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」16億1,262万1千円は、年度間の財源の調整を図り、後期高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため設置しております後期高齢者医療給付費等準備基金からの繰入金でございます。平成22年度及び平成23年度における保険料の上昇抑制を図った結果、平成23年度において不足する保険料相当分の財源として、基金から取り崩し補填するものでございます。2目「後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金」13億751万7千円は所得の低い被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する更なる保険料負担の軽減のための財源として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により造成した基金からの繰り入れを行うものでございます。10款2項2目「第三者納付金」5,000万円は、交通事故など第三者の行為によって生じた傷病等について被保険者が治療を受けた場合、広域連合が負担した医療費について、当該事故の加害者等の第三者から納付されるものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

78ページ、79ページをご覧ください。歳出につきまして、主なものをご説明申し上げます。まず、1款1項1目「一般管理費」でございますが、特別会計の運営に係る委託料、職員人件費負担金など一般管理的経費、6億5,597万5千円を計上してございます。内訳の主なものとしたしましては、11節の印刷製本費1,301万3千円は制度周知用リーフレット等の作成に係る経費でございます。12節の通信運搬費6,103万1千円は被保険者に対する医療費のお知らせや、広域連合電算システムの回線使用料等に係る経費でございます。13節の委託料3億8,865万6千円は、被保険者証の作

成、レセプト点検並びに広域連合電算システムの運用保守及び改修等に係る経費でございます。14節の電算システム賃借料4,432万6千円は広域連合電算システムに係るリース料等でございます。19節の市町村負担金1億1,040万円は、特別会計に係る市町村職員人件費負担金16名分でございます。次に2款「保険給付費」1,913億6,957万1千円は、被保険者の療養の給付に要する費用等、ページをめくっていただきまして、80ページのレセプトの審査及び診療報酬の支払いに係る手数料、高額療養費並びに葬祭費等でございます。2カ年の財政計画にのっとり計上していただきまして、対前年度比5.3%の増でございます。3款「財政安定化基金拠出金」6,006万4千円は、保険料の未納や給付増等による広域連合財政への影響に対処する基金を国・県・広域連合が3分の1ずつ拠出して県に設置するもので、その広域連合負担分でございます。4款1項1目「特別高額医療費共同事業拠出金」1,863万3千円は、400万円を超える著しく高額な医療費について、国保中央会が各広域連合からの拠出金により交付金を交付する共同事業への拠出金でございます。続きまして、5款「保健事業費」でございます。1項1目「健康診査費」8億2,662万4千円は、市町村に委託して実施する健康診査事業に係る委託料でございます。この経費につきましては、介護保険の地域支援事業の要綱改正により、介護保険制度における生活機能評価が、義務規定から努力目標に変更になったこと等により、対前年度比約2億4,000万円、2カ年の財政計画に比べ、約2億円の増となっております。この増加分につきましては、医療給付費等準備基金で措置してございます。ページをめくっていただきまして、82ページの2目「その他健康保持増進費」5,735万円は、重複・頻回受診者への訪問指導、市町村の実施する人間ドック事業の助成等に係る経費でございます。7款1項1目「利子」1,623万3千円につきましては、一時借入金の利子でございます。8款1項1目「保険料還付金」3,300万円につきましては、市町村において過年度に納付された保険料の還付が発生した場合に、還付金を支出するものでございます。84ページ及び85ページをご覧ください。9款「予備費」1,000万円につきましては、保険料対象経費について、予算外の支出を必要とした場合の予備費でございます。歳出につきましては、以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○ 議長（新井晟久君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○ 議員（藤生英喜君）

議長。

○ 議長（新井晟久君）

14番、藤生議員。

○ 議員（藤生英喜君）

みどり市の藤生でございます。群馬県の後期高齢者医療につきましては比較的堅調に推移しているというお話でございますが、24年度は後期高齢者医療制度の見直しということでございますけれども、現在の段階で毎年度伸びが見られるようですが、これまでの見通しから現状をどう捉えているかお伺いしたい。

○ 事務局長（志村正彦君）

現在、平成22年度、23年度の財政計画に基づきまして運営しているところでございます。国の示した伸び率等によりまして医療給付費等の措置をしております。22年度の実績でございますが、ほぼ計画どおりに推移しております。平成23年度につきましてもそのように推移すると見込みまして、今回の当初予算を計上させていただきました。また、現制度につきましては、新政権が誕生したときに平成24年度をもって廃止するというスケジュールで進んでおりますが、現在の状況でございますと、24年度で終了でなく、1年くらい延びるのではないかという見通しになっております。いずれにいたしましても、高齢者の医療給付については万全な措置ができるよう対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 議長（新井晟久君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（新井晟久君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、議案第5号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（新井晟久君）

起立全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求

めます。

(全員起立)

○ 議長（新井晟久君）

起立全員です。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

◎閉 会

○ 議長（新井晟久君）

これをもちまして、平成23年群馬県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

午後2時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年2月15日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 新 井 晟 久

副 議 長 久 保 秀 雄

議 員 布 施 辰 二 郎

議 員 遠 藤 重 吉

参 考 资 料

議案等審議結果一覧表

【会期 平成23年2月15日（火） 1日間】

事件番号	件 名	審議結果
同 意 第 1 号	公平委員会の委員の選任について	原案同意 宮下 智満
議 案 第 1 号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 案 第 2 号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 案 第 3 号	平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議 案 第 4 号	平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議 案 第 5 号	平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	原案可決
議 案 第 6 号	平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	原案可決